別紙様式第3号(第103条関係)

表　　面

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第1項において読み替えて準用する保険業法第272条の23(保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をする職員であることを証明する。

写　　真	所　　属 官　　職 氏　　名 年　月　日生 年　月　日公布 所　属　長

裏　　面

保険業法等の一部を改正する法律等抜すい

○保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則

(認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用)

第4条　新保険業法～(中略)～第272条の23～(中略)～の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。(以下略)

2～22　(略)

○保険業法(平成7年法律第105号)

(立入検査)

第272条の23　内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、少額短期保険業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、少額短期保険業者の子法人等若しくは当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該少額短期保険業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。